



介護保険ガイド

● 介護保険広報シリーズ⑥7 ●

福祉用具について

要介護・要支援認定を受けられた方は、介護保険で「福祉用具」を借りて利用する、または、買って利用することができます。今回は福祉用具を「借りる場合」・「買う場合」に利用できる福祉用具の種類と、利用にかかる負担をご紹介します。

◆ 福祉用具を借りる（福祉用具貸与）

ケアマネジャーが計画を作成し、県で指定を受けた指定福祉用具貸与事業所で専門相談員の助言を受けて利用します。利用を希望する場合は、担当ケアマネジャーにご相談ください。

<利用できる福祉用具の種類>

①手すり (工事をとみなわないもの)	②スロープ (工事をとみなわないもの)	③歩行器
④歩行補助つえ	⑤車いすとその付属品	⑥特殊寝台とその付属品
⑦床ずれ防止用具	⑧体位変換器	⑨認知症老人徘徊感知機器
⑩移動用リフト(つり具を除く)		



【サービス利用にかかる負担】 借りる費用の1割が自己負担になります。

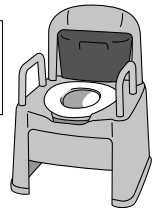
※要支援1・2、要介護1の方は、原則として①～④以外の福祉用具を介護保険で借りることができません。(ただし、例外として利用できる場合がありますので、担当係へご相談ください。)

◆ 福祉用具を買う（福祉用具購入費の支給）

県で指定を受けた指定福祉用具販売事業所で、専門相談員の助言を受けて購入します。利用を希望する場合は、担当ケアマネジャーにご相談ください。

<利用できる福祉用具の種類>

①腰掛便座 (補高便座、ポータブルトイレなど)	②特殊尿器	③入浴補助用具 (入浴用いす、浴槽用手すりなど)
④簡易浴槽	⑤移動用リフトのつり具	



【福祉用具購入の支払について】 下記の2つの支払方法があります。

●**償還払い** 福祉用具購入にかかった費用を、要介護（要支援）認定者が事業者へ全額支払い、後で黒潮町から支給対象額の9割分を要介護（要支援）認定者に支払います。

●**受領委任払い** 福祉用具購入にかかった費用を、要介護（要支援）認定者が事業者へ1割分を支払い、残りの9割分については、利用者の委任に基づき、黒潮町から事業者へ支払います。

※受領委任の対象者

- 介護保険料の滞納がないこと
- 受領委任払について事業者の同意を得ていること

福祉用具の上手な活用は、介護が必要な方の自立を助ける有効な手だてとなります。しかし、努力すれば自分でできることまで福祉用具に頼ると、かえって体の衰えを招くこととなります。どのような福祉用具を選び、活用していけばよいかを担当ケアマネジャーと十分協議し、心身の低下を防ぎながら、快適で安心な生活を送れるように心がけましょう。



介護保険料は大切な財源です。納付期限までにお納めを ～安心で便利な口座振替を！～

【お問い合わせ】 本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116(直通)